（ 整理番号 ０３２０ ）

令和３年度　栃木地方最低賃金審議会

第１回　栃木県塗料製造業最低賃金専門部会　議事要旨

公　開

<table>
<tr><td>開　催　日　時</td><td colspan="6">令和３年１０月１９日（火）　１０時００分 ～ １２時００分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出　席　状　況</td><td rowspan="2">公　益
代表委員</td><td>出席２人</td><td rowspan="2">労 働 者
代表委員</td><td>出席３人</td><td rowspan="2">使 用 者
代表委員</td><td>出席３人</td></tr>
<tr><td>定数３人</td><td>定数３人</td><td>定数３人</td></tr>
<tr><td>主　要　議　題</td><td colspan="6">１　栃木県特定最低賃金の金額改定について
２　その他</td></tr>
<tr><td>議事録・議事要旨</td><td colspan="6">議　　事　　要　　旨</td></tr>
</table>

１　部会長及び部会長代理の選任

最低賃金法第 25 条第４項において準用する同法第 24 条の規定により、部会長太田委員、部会長代理村岡委員の就任が議決された。

２　栃木県特定最低賃金の金額改定について

（１）栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。

（２）最賃法第 25 条第５項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。

（３）最低賃金法第 25 条第６項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。

（４）最賃審議会令第６条第５項の決議事項について確認。

（５）労働者代表委員の見解及び主張

ア　特定最低賃金は、労働条件の向上又は事業の公正競争をより高いレベルで確保することを目的とし、産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する役割を果たしている。特定最低賃金の意義や必要性としては、地域別最低賃金との優位性の確保はされているが、公正競争が担保される環境情勢の必要性の高まり、産業構造の変化、労働力・人口の減少に伴う産業間の人材確保競争の激化などを鑑みれば、特定最低賃金の意義や必要性はむしろ高まっており、その重要性を再認識し、労使のイニシアティブを発揮し真摯な議論で臨みたい。

また、労働協約・協定の最低額を意識し、全日本塗料労働組合連絡協議会の 2021 春闘賃金改善率は回復傾向にあり、日本塗料工業会の業況観測アンケートでは直近では回復傾向にある。そして、影響率や他府県の状況なども加味して審議し、塗料業界の労働環境は決して良いとは言えず、この業界を衰退させないための一手段として、金銭面での他業種との差別化が必要であり、これらを考慮し審議に望みたいと主張した。

イ　改正決定申出の際の労働協約・協定の最低額が 1,010 円であり、現行の 965 円との差額である 45 円の引上げを提示した。

ウ　地賃の 28 円引上げや使用者側の３円の提示状況から、現状では 45 円から動くことはできないと主張した。

エ　連合が目指す誰もが時給 1,000 円、2010 年の雇用戦略対話合意での全国平均 1,000 円、そこに達するための差額及び影響率から、35 円の引上げを提示した。

オ　本日は 35 円から歩み寄れないとし、次回審議となった。

（6）使用者代表委員の見解及び主張

ア　昨年４月に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う最初の緊急事態宣言が発令されてから１年６か月が経過した。この間、数度にわたる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発出・延長により、経済活動は大きく制限され、塗料業の事業者にも多大な影響を及ぼした。とりわけ経営基盤の脆弱な中小零細企業に甚大な影響を与え続け、幾度にわたる宣言による爪痕が大きく残っている。一部に巣ごもり需要等で好調なところがみられる一方、多くの中小零細企業ではいまだコロナ禍前の状態に戻っていない。

　塗料業界においては、建設・建築現場で使用される塗料や飛行機・自動車などの重工業に関連した塗料など幅広く使われており、成熟している先進国の一つである日本では、塗料・塗料卸売業界の総販売額が 1990 年代後半から減少傾向にあり、特に最低賃金の影響を受けやすい中小零細企業にとっては厳しい状況にある。まして、生産工程自体に付加価値を向上させにくく、原料費や運送費の高騰、消費税の増税、相次ぐ法改正による人件費上昇等により、経営コストが上昇し続けている。関連した業界では、鋼材や半導体等の部品不足で先行きが不透明という状況にあり、塗料業界においてもコロナ禍以前の状況にいまだ戻っていない企業も多くある。政府の支援を受けて従業員を守っている、特に中小零細企業にとってはかなり厳しい状況としか言えない。

　今、特定最賃を決めるに当たって最優先されるべきは、事業の継続と雇用の維持である。企業としては、賃金と雇用を両立させることが重要であるが、この厳しい状況の中で雇用のことを考えれば、極力、人件費を抑えなければならない。

　雇用調整助成金、持続化給付金、特別融資などを使い、事業の存続をかけて必死に対応に迫られている中小零細企業の雇用維持に向けた努力に対し、決して水を差すことのないよう、中小零細企業がおかれている厳しい状況を考慮し、今年度の審議に臨むと主張した。

イ　賃金改定状況調査第４表の製造業Ｂランク、パートの賃金上昇率が 0.3%であり、現行の 965 円に 0.3%を乗じて 2.89 円になることから、切り上げて３円の引上げを提示した。

ウ　第４表の産業計Ｂランク女性の賃金上昇率が 0.5%であり、現行に 0.5%を乗じて 4.83 円になることから、５円の引上げを提示した。

エ　第４表の製造業Ｂランク女性の賃金上昇率が 0.8%であり、現行に 0.8%を乗じて 7.72 円になることから、８円の引上げを提示した。

３　その他

特になし